

再 意 見 書

平成21年9月8日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 530-6116

(ふ り が な) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号

(ふ り が な) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ
氏 名 株式会社 ケイ・オブティコム

とりしまりやくしやちょう ふじの たかお
取締役社長 藤野 隆雄

連 絡 先

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集(2009年度)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

再意見提出者 株式会社ケイ・オプティコム

意見提出者	該当部分	再意見
東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社	禁止行為規制の運用状況に関する検証 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	[制度の運用について] 競争事業者は、実際にあった事例をもとに問題提起をしているため、指摘された事項を全て検証対象とする総務省殿の運用は適正であると考えます。 ただし、措置要請が再確認された程度のものとのNTT東西の認識や引続き各競争事業者から多くの指摘がなされている状況を踏まえると、従前のものを含めNTT東西における措置に、実効性がなかったと考えます。 このため、一過性の措置ではなく、社内規定化や管理組織の設置等によって、継続的な取組みを推進させる等、第三者からみても実効性が期待でき、また納得性のある措置を講じるよう、NTT東西に対し改めて指導すべきであります。 [規制強化について] NTT東西が本来の規制の枠を超えて、自らの理屈によって事業範囲を拡大していることが根本的な問題であり、市場におけるNTTシェアの高まりの原因でもあります。 そのため、NTTグループ内の連携、子会社・販売会社を通じた連携、他事業分野の事業者との連携等、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切な規制をかける必要があると考えますので、禁止行為規制やNTT等に係る累次の公正競争要件の適用範囲拡大、規制内容のさらなる強化等を行うべきであります。 また、活用業務は、今後認可を控えるべきであり、現在の認可業務についても取消しを含め改めて認可可否を検証すべきであると考えます。
KDDI株式会社	分岐端末回線単位での加入ダークファイバの接続料の設定等	分岐端末回線単位での接続料設定は、設備構築事業者に比して設備投資リスクを負わない接続事業者だけを一方的に有利にするものであり、設備構築をベースとした公正競争を阻害するため、引続き実施すべきではないと考えます。
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	8分岐単位接続に係る問題	なお、FTTH市場におけるNTT東西シェアの高まりに対しては、NTT東西をはじめとしたNTTグループ全体に対する行為規制等の強化によって対処すべきであります。